

芽室町町内運送事業者原油価格高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格の高騰による運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な運送事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で芽室町町内運送事業者原油価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業)

第2条 支援金の交付の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）

(交付対象者)

第3条 支援金は、次の各号のいずれにも該当する運送事業者（以下「交付対象者」）に対して交付する。

- (1) 「芽室町町内事業者物価高騰対策支援金交付要綱」に定める交付対象者の要件を満たしており、交付申請を行っている者
- (2) 令和4年10月1日現在において、第2条のいずれかの支援対象事業に必要な許可等を有している者
- (3) 支援金の申請をする日まで継続して前号の支援対象事業を営んでおり、支援金受給後も引き続き支援対象事業を継続する意思がある者

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、次の各号のいずれにも該当する車両（二輪を除く。）とする。

- (1) 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が第6条の申請書を提出する時点で町内の事業所等に配置する道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車
- (2) 申請者が営む支援対象事業の用に供するため、申請者が所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両

(3) 有効期間内の自動車検査証において、「使用者の氏名又は名称」が申請者と一致し、「使用の本拠の位置」が芽室町内にある車両

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する車両は交付対象車両としない。

(1) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第2号に規定する被けん引自動車

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める車
(支援金の額)

第5条 支援金の額は、交付対象車両の数に7千円を乗じて得た額とする。

(支援金交付申請)

第6条 申請者は、芽室町町内運送事業者原油価格高騰対策支援金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 交付対象車両全てに係る自動車検査証の写し

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、交付対象者につき1回限りとし、令和5年1月20日を提出期限とする。

(支援金交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、芽室町町内運送事業者原油価格高騰対策支援金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

2 町長は、前項の審査にあたり、申請者に対し、申請内容の確認に要する報告を求め、又は事業所等を調査することができる。

3 町長は、支援金を交付しないことを決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(支援金交付決定の取消し)

第8条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の交付の決定の全部又は一部を取消し、期限を定めて、既に交付した支援金の全部又は一部を返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱による交付要件を満たさないことが判明したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。（令和4年10月26日決定）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第7条第1項の規定による支援金交付決定を受けた者に対する第8条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。